沖縄県立宮古特別支援学校
いじめ防止基本方針

沖縄県立宮古特別支援学校

令和４年度

沖縄県立宮古特別支援学校いじめ防止基本方針

平成２６年１０月２２日策定

沖縄県立宮古特別支援学校は、「いじめ防止対策推進法第１３条」を受けて、いじめ防止のために実施すべき取組を以下の通り定める。

○　いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等が特定の児童生徒等を心理的又は物理的に攻撃する行為（作為であるか不作為であるかを問わないものとし、インターネットの利用その他直接に対面しない方法により行われるものを含む。）であって、当該児童生徒等に心身の苦痛又は財産上の損失を与えるものと認められるものをいう。

（平成２５年９月２８日施行「いじめ防止対策推進法」第２条）

Ⅰ　いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえて、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないように、学校全体で組織的に対応します。

本校では全ての児童生徒が安心・安全で学校生活を送り、様々な活動に主体的に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにすることを旨として、児童生徒の発達段階・障がいの特性等に配慮しながら、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいきます。

Ⅱ　いじめの防止等のための基本事項

１　いじめの未然防止のために

（１）児童生徒が活躍できる学習活動の設定

① 児童生徒会や学級の係活動を充実させ、児童生徒同士の絆を深める。

② 様々な体験活動（自然体験、奉仕活動（高等部）等）を、実態に応じて組織的、継続的、計画的に教育活動に取り入れる。

（２）道徳教育、人権教育の充実

① 教育活動全体を通して「思いやる心」の育成を図る。

② 児童生徒の実態に応じて、学習内容の吟味を行い実施する。

③ いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、実態に応じて学部等で学部主事・生徒指導主事等が協力、連携を行い、人権意識を高める。

（３）職員の意識の向上

① 教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導方法の在り方に細心の注意を払う。

② 職員会議や学部会等で児童生徒への関わり方についての振り返りを行い、不適切な関わりがなかったか相互に確認する。

③ 学年・学級懇談会等において、いじめの実態や指導方針などの情報も提供及び共有を行い、意見交換を行う。

④ 管理者は、職員会議や校内研修等の機会に、いじめに対して配慮すべきことについて講話を行い、教職員の意識の向上に努める。

２　いじめの早期発見のために

（１）いじめの調査等の実施

調査は発見の手立ての一つであると認識し、在籍する児童生徒に対する調査を実態に応じて実施する。

（２）日々の観察

常に児童生徒の様子に目を配り指導体制を確立する。

（３）連絡帳の活用

日頃から担任、副担任は保護者と連絡を密にし、信頼関係を構築する。気になる内容については、電話連絡や家庭訪問等により迅速に対応する。

（４）いじめの相談体制

教職員の言葉かけ等を行い、児童生徒及び保護者が気軽に相談できる環境を作る。

（５）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童生徒及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを未然防止し、また対応できるように、情報提供や情報モラル研修会を行う。

３　いじめに関する対応

（１）「校内いじめ防止対策委員会」の設置

① 構成員

校長、教頭、事務長、学部主事、生徒指導主任、その他校長が必要と認める者。

② 会議は必要に応じて校長が召集する。

いじめの兆候を把握したときやいじめの相談情報があったときはその都度臨時に開催する。また、部主事は週２回の部主事等連絡会で児童生徒の動態を報告する。

（２）いじめを発見したら

① いじめに関する相談を受けた場合は管理者及び生徒指導主任に報告し、速やかに事実確認を行う。

② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発防止に努めいじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

③ いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けるために必要があるときは、保護者と協力連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の配慮を行う。

④ いじめに係る情報を関係保護者と共有するために、調査結果や指導経過について関係保護者に伝える。

⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄の警察署、児童相談所等の関係機関と連携して対処する。

（３）校内いじめ防止対策委員会の組織図

＜校内＞

校長（委員長）、教頭（副委員長、情報窓口の責任者）、事務長・・・管理職
生徒指導主任（防止等対応窓口）、教務主任、学部主事、養護教諭、当該学年主任、当該学級担任、特別支援教育コーディネーターとする。
なお、会議や事案に応じて学校長（委員長）より、他の教員が加わる。

（調査班）
生徒指導主任、当該担任ほか

（対応班）
学部主事、学年世話係ほか

＜校外＞

本校産業医、本校 PTA 会長、本市教育委員、カウンセラー、ソーシャルワーカー、本地区自治会、警察 OB とする。
なお、会議や事案に応じて学校長（委員長）より各委員に参加を依頼する。

＊いじめ問題が発生した時には、迅速に「いじめ防止対策委員会」を招集する。また、必要に応じて、校外の組織と連携協力を図り取り組む。

Ⅲ　重大事態への対処

重大事態とは、以下の通りである。

① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき。（相当期間とは、年間 30 日または一定の期間連続学校を欠席すること）

（１）調査を実施し、事実確認を速やかに行う。

（２）重大事態が発生した旨を県教育委員会に報告する。

（３）いじめの被害を受けた児童生徒や情報を提供して児童生徒の心身の保護するため必要な措置を講ずる。

（４）加害児童生徒に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせると共に、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導・支援する。

（５）調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して、事実関係その他の情報を積極的かつ適時・適切な方法で伝える。

（６）調査結果については、県教育委員会を通じて県知事に報告する。

（７）いじめの被害を受けた児童生徒には、状況に合わせて継続的なケアを行い、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行う。

（８）当該事態の事実に真摯に向き合い対応することによって、同様な事態の発生を防止する。

Ⅳ　学校評価における留意事項

いじめを隠さず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

以上の評価を通して、いじめへの取り組みが組織的、計画的に実施しているかのチェックや学校の基本方針等についての見直しを図り、必要に応じて修正を行い、より適切ないじめの防止等の取り組みについて検証する。

Ⅴ　その他

必要があると認められる際には、「いじめ防止基本方針」を改定し、あらためて公表する。